

## 中国の国防動員法、民間資源をフル動員

### 有事の際に国民を総動員

日本のメディアではあまり報道されなかったが、日本が注目すべき、中国のある法律が2010年7月1日から施行される。全国人民代表大会常務委員会で可決された「国防動員法」だ。

反体制の少数民族勢力などによる国家分裂活動や戦争、テロなどの**有事の際、国民に対し動員令を発する内容や国民の権利・義務**を規定している。同法の意味は非常に大きい。

14章から成る同法は、有事の際に「全国民が祖国を防衛し侵略に抵抗する」ため、金融機関、陸・海・空の交通輸送手段、港湾施設、報道やインターネット、郵便、建設、水利、民生用核関連施設、医療、食糧、貿易など**各部門を管制下におき、これら物的・人的資源を徴用できる**内容だ。

戦争になった場合、民間の航空機や港湾、列車、漁船、商業船を徴用し、軍事物資や兵員を輸送。**あらゆる民間の経済力を後方支援と位置づけ、戦略物資を生産し、民間企業の技術者を動員すること**などが念頭にあるわけだ。

国防動員法は明確に「軍民（軍と民間）結合」「全国民参加」「長期準備」と位置づけている。つまり、**地方政府や個人・企業レベルでその責任を共通化し、目的とする人員と物資をスムーズに徴用、短期的な局地戦だけでなく、国民を総動員した長期戦に対して備えている**ことを意味する。

いわば、**中国の軍事力を評価する場合、民間資産も加味して判断する必要性がある**ことに留意すべきなのだ。

有事の際に国家全体の資源を動員できる国とそれができない国では、**外交的にも軍事的にも結果において決定的な違いが生じる可能性**が大きいといえる。

### 外資系企業にも適用

同法が発令されたとき、日本を含め外資や合併企業はどうなるのか、国防動員委員会総合弁公室の主任、白自興少将は「**外資、合併企業も国防動員の生産を担うことができる**」と述べた。

具体的な条項としては「**民間企業には、戦略物資の準備と徴用、軍関連物資の研究と生産に対する義務と責任がある**」という部分だ。

中国系以外の企業の生産ラインや資産が同法の対象とならないとはいえないようだ。

### 日本との衝突も「有事」に

同法の前提である「有事」についての規定はあいまいだ。「**国家の主権、統一、領土が脅威に直面するとき**」と書かれているだけだ。チベット、ウイグル族など少数民族地域での騒乱や、大規模な民主化運動が発生したときなどにも適用される可能性がある。

有事といえば決して「**国内**」に限定せず、「**国内外**」に位置付ける。これが国政的な通念である。

「全国民参加」を謳う中には、たとえば日本の場合、**在日中国籍者、および関連資産**もごく当然に含まれるのではないかと。日本にどれほどの中国籍者が存在しており、どれほど増えつ続けていることだろうか。

「**有事**」には、**駐日の中国大使館や総領事館などを連絡拠点として、総動員がかかる**可能性は否定できない。

たとえば、人民解放軍による日本の領海・領土への軍事侵攻がもしも現実のものとなった場合は、日本の国民や財産がその「国防動員法」による抑圧対象となりかねない。

いわば、「祖国」の方針により、**身近な在日中国籍者が、人民解放軍の日本派遣「兵員」へと転じる可能性**もまた否定できないだろう。

（国民が知らない反日の実態 <http://bit.ly/GReaXT> より、産経新聞や「博士の独り言」などから転載したものを抜粋）

### 国防動員法のまとめ

国防動員法とは、中国に何か起こった場合には、

- ・中国国内を含む世界中の中国人の財産没収
- ・中国国内の外資系企業の全財産没収
- ・世界中の中国人が兵隊として活動する

例えば中国が沖縄侵攻を決定するや、日本国内にいる全中国人が、兵隊として決起するということです。